第二十条第一項中「第十七条」を「第四十七条」に、「犯人の」を「犯人が」に、「知つて」を「知つて」に改め、同条を第五十一条とする。

第十九条中「前三条」を「次の各号に掲げる規定」に、「次の各号」を「当該各号」に改め、同条第一号中「第十七条第一号（第二条第一項又は第九条第一項」を「第四十七条第一号、第三号（第十八条第一項」に、「第二号又は第三号（第九条の二」を「第四号又は第五号（第十九条」に改め、同条第二号中「第十七条」を「第四十七条」に、「、第十八条又は第十八条の二」を「又は前二条」に改め、同条を第五十条とする。

第十八条の二中「第五条の二第三項、第六条第一項、第三項、第五項若しくは第六項又は第六条の六の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第五条第三項又は第六条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申請をしなかった者

二　第六条第一項又は第十二条の規定に違反した者

三　第六条第五項又は第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十八条の二を第四十九条とする。

第十八条第一号を次のように改める。

一　第六条第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申請をしなかった者

第十八条第三号中「第十五条の三第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第十三条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第十三条の二第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第二十条又は第三十四条第五項の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

第十八条を第四十八条とする。

第十七条の前の見出しを削り、同条第五号中「第十四条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第十二条の二第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「第九条の二又は第十条の四第二項」を「第十九条又は第二十三条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第九条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「第二条第一項、第七条、第九条第一項、第十条の二（第十五条の二第六項」を「第十八条第一項、第二十一条（第三十四条第六項」に、「第十一条又は第十二条第三項」を「第二十四条又は第二十五条第三項」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　第三条第一項又は第七条第一項の規定に違反して農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入した者

二　第十六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして農薬を販売した者

第十七条を第四十七条とする。

第十六条の四中「第十三条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第四十五条とし、同条の次に次の一条及び章名を加える。

（経過措置）

第四十六条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章　罰則

第十六条の三を第四十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（都道府県が処理する事務）

第四十三条　第二十三条及び第三十一条第二項の規定による農林水産大臣の権限並びに第二十九条第一項及び第三項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第四十四条　第二十三条、第二十九条第一項及び第三項並びに第三十一条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

2　第二十九条第一項及び第三項の規定による環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所長に委任することができる。

第十六条の二第一項中「公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、又は第九条第二項」を「第十八条第二項」に、「若しくは改廃しよう」を「又は改廃しよう」に改め、同条第二項中「第三条第二項（第十五条の二第六項」を「第四条第二項（第三十四条第六項」に、「第三条第一項第四号又は第五号」を「第四条第一項第六号又は第七号」に改め、同条第三項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に、「同条第一項第四号又は第五号」を「同条第一項第六号又は第七号」に改め、同条第四項中「第十二条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国際的動向への配慮等）

第四十一条　農林水産大臣及び環境大臣は、この法律の施行に当たっては、農薬の安全性その他の品質の確保に関する国際的動向に十分配慮するとともに、関係行政機関の長と密接な連携を図らなければならない。

第十六条第一項中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に、「第一条の三の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しよう」を「第三条第一項の登録をしようとするとき（同条第三項に規定する場合を除く。）、第七条第七項（第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をしよう」に、「、第六条の三第一項」を「（農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合を除く。）、第九条第二項若しくは第三項（これらの規定を第三十四条第六項において準用する場合を含む。）」に、「第九条第二項」を「第十八条第二項」に、「又は第十四条第三項」を「第三十一条第三項」に改め、「変更しようとするとき」の下に「、又は第三十四条第一項の登録をしようとするとき（同条第六項において準用する第三条第三項に規定する場合を除く。）」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項中「第三条第二項（第十五条の二第六項」を「第四条第二項（第三十四条第六項」に、「第十二条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第三項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第十二条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。

第十五条の六中「第二条第三項及び第六条の二第二項」を「第三条第五項、第七条第三項及び第八条第五項」に、「第十五条の二第六項」を「第三十四条第六項」に、「の検査、第十三条の二第一項」を「に規定する審査、第三十条第一項」に、「第十四条第三項」を「第三十一条第三項」に、「第十五条の三第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同条を第三十八条とする。

第十五条の五第一項第二号中「支払つて」を「支払って」に改め、同項第三号中「選任しなかつた」を「選任しなかった」に改め、同条第三項中「第六条の三第三項」を「第九条第五項」に、「第十四条の二」を「第三十二条」に改め、「聴聞について」の下に「、それぞれ」を加え、同条を第三十七条とし、同条の次に次の章名を付する。

第七章　雑則

第十五条の四第一項中「第十五条の二第一項」を「第三十四条第一項」に、「は、次の」を「（当該農薬の登録外国製造業者又はその国内管理人である場合を除く。）は、次に掲げる」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

当該事項に変更を生じたとき、及び当該輸入者がその輸入を廃止したときも、同様とする。

第十五条の四第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第十五条の二第一項」を「第三十四条第一項」に、「あつては」を「あっては」に、「第一項の事項中」を「前項各号に掲げる事項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第三十六条とする。